

ハイライト:

- ・定額給付金、子育て応援特別手当の支給が開始されます
- ・平成21年税制改正のポイントを解説します

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

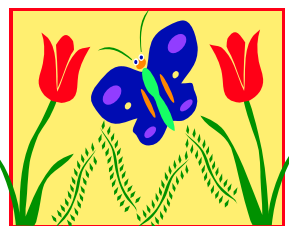
ご挨拶	1
定額給付金、子育て 応援特別手当	1
平成21年度税制改正 のポイント	2

ご挨拶

まもなく春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。

第37号では、平成21年度税制改正のポイントに関して取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なく訪問時等にお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

定額給付金、子育て応援特別手当

第2次補正予算関連法案が国会で可決成立し、「定額給付金」と「子育て応援特別手当」の支給が開始されます。給付時期や給付方法は類似していますが、給付対象者が異なります。どちらも各市町村より申請書が送付され、給付申請期限は給付申請受付開始日から6ヶ月となります。定額給付金は非課税ですが、子育て応援特別手当は一時所得となります(特別控除額50万円があるため、他に一時所得がなければ税金はかかりません)。

☆定額給付金(^_^)

平成21年2月1日を基準日とし①住民基本台帳の登録者②外国人登録原票の登録者が対象です。対象者1名につき12,000円、基準日において65歳以上、18歳以下の方は20,000円です。

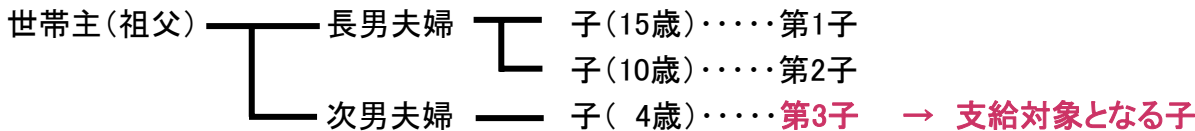
☆子育て応援特別手当(^_^)

多子世帯の子育ての負担に対し、配慮するための緊急措置として支給が行われます。平成21年2月1日を基準日とし支給対象となる子が属する世帯主が対象です。

【支給対象者】 次の条件の全てを満たす場合に支給対象となります。

- ①住民基本台帳に登録されている世帯である。
- ②同一世帯に3歳以上18歳以下の子(平成2年4月2日から平成17年4月1日まで生まれ)が2人以上いる。
- ③②のうちに、就学前3年間に該当する第2子以降がいる。

【留意事項】 支給は世帯で捉えますので次のケースの場合も支給対象世帯となります。この場合支給対象者は世帯主である祖父となり、父または母(いわゆる保護者)ではありません。



【支給額】 支給対象となる子一人につき、36,000円となります。

平成21年度税制改正のポイント

☆住宅ローン減税(˘˘)

減税の最大の柱ともいえる住宅ローン減税は、新しく住宅を購入、新築、増改築などをした人を対象に所得税から一定の割合分を差し引くという制度です。今回の税制改正により適用期限が5年延長され、控除額等の内容が大幅に拡大されました。

・住宅の取得等をして、平成21年から平成25年までの間に居住した場合

居住年	控除期間	一般住宅		認定長期優良住宅	
		住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率 (控除限度額)	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率 (控除限度額)
平成21年	10年間	5,000万円	1.0% (500万円)	5,000万円	1.2% (600万円)
平成22年	10年間	5,000万円	1.0% (500万円)	5,000万円	1.2% (600万円)
平成23年	10年間	4,000万円	1.0% (400万円)	5,000万円	1.2% (600万円)
平成24年	10年間	3,000万円	1.0% (300万円)	4,000万円	1.0% (400万円)
平成25年	10年間	2,000万円	1.0% (200万円)	3,000万円	1.0% (300万円)

一般住宅の控除額は10年で最高500万円となります。さらに耐震性や耐久性などで一定基準を満たした「認定長期優良住宅」については、建設費用が高くなることから600万円になります。認定長期優良住宅に関する優遇税制はこればかりではありません。

・認定長期優良住宅の新築等した場合の所得税額特別控除の創設

住宅用とする認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのない住宅を取得して、平成23年12月31日までの間に居住した場合(新築などの日から6ヶ月以内に住みはじめることが要件です。)

新築等に係る標準的な性能強化費用相当額(1,000万円を超える場合でも1,000万円を限度)の10%

を、一定の条件のもとでその年分所得税額から差し引くという制度です。該当年から控除しきれない場合には、翌年分の所得税額から控除できます。しかし住宅ローン控除制度との二重適用はできません。

ホームページもご覧下さい

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

☆証券税制(˘˘)

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例の見直しが行われました。平成20年末で廃止予定であった軽減税率が継続となり、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得に対する税率10%(所得税7%+住民税3%)が継続されます。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

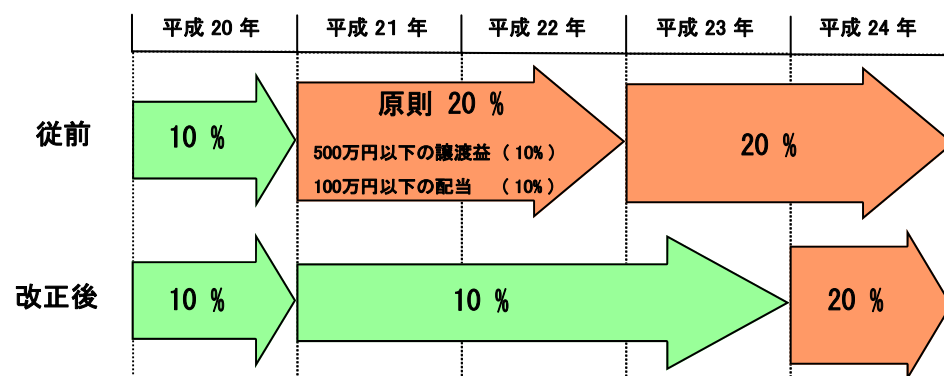
さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp



* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。